

29年度随意契約の公表（施設課）

役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手側の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由
自家用高圧受変電設備の法定定期点検	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	静岡市葵区春日3丁目4番18号 財団法人 中部電気保安協会静岡支店	2,106,000	当該業者は当院の受変電設備の機能・構造を熟知している。またトラブルに備え、緊急体制が整っていることなど電気設備の保安上欠かすことが出来ない業者であることから日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当
非常用発電装置保守点検契約	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	静甲株式会社・静岡市清水区天神2丁目8番1号	1,357,500	当該業者はメーカーがメンテナンスを推奨している業者であり保守整備に必要な技術や機材を有している。以上、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当。
クリーンファンパッケージ保守点検	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	株式会社アイソテック・東京都中央区新川1-24-8	1,013,040	当該業者はメーカーがメンテナンスを推奨している業者であり保守整備に必要な技術や機材を有している。以上、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当。
医療ガス保守点検業務	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	3月30日	株式会社エフエスユニ静岡営業所・静岡市駿河区敷地1丁目24番地26号	1,954,800	当該業者はメーカーがメンテナンスを推奨している業者であり保守整備に必要な技術や機材を有している。以上、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当。
中央監視・機器制御保守点検業務	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	アズビル株式会社・名古屋市中区正木3丁目5番27号	1,706,400	当該業者はメーカーがメンテナンスを推奨している業者であり保守整備に必要な技術や機材を有している。以上、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当。
1・3号館吸収式冷温水発生器保守点検	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	鈴与商事株式会社・静岡市葵区栄町1番地3	1,404,000	当該業者はメーカーがメンテナンスを推奨している業者であり保守整備に必要な技術や機材を有している。以上、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当。
2号館吸収式冷温水発生器保守点検	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	中部増成機械工業株式会社・名古屋市中川区柳島町3丁目24番地	1,674,000	当該業者はメーカーがメンテナンスを推奨している業者であり保守整備に必要な技術や機材を有している。以上、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当。
設備管理業務委託	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	4月1日	株式会社静岡ダイケンビルサービス・静岡葵区栄町3番地の9	1,028,160	契約業者は過去の実績により当事業を熟知しており、迅速な対応や必要な能力、経験を有していることから、競争に付すことが不利と認められるため。（日本赤十字社会計規則36条の3項）
2・3号館給水設備改修工事	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	7月2日	静岡市葵区古庄四丁目15番5号	1,436,400	
健診センター2階床張替工事	施設課・静岡市葵区追手町8番2号	1月15日	静岡市葵区古庄四丁目15番5号	2,100,000	予定金額が250万円を超えない工事であることから、日本赤十字社会計規則36条の4項の規定に基づき見積もり競争による随意契約とすること。（日本赤十字社会計規則35条の2項）